

令和5年第1回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年1月26日
13時30分～15時30分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和5年1月26日「令和5年第1回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮墓 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 槇田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第5 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6

名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、14番委員、6番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況についてを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思えます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条の委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければな

らない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持、拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号1、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、杉久保北■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■、譲受人についてですが、譲受人の株式会社■■■■■■■■■■は、代表の■■■■さんの世帯で行っている農業法人で、■■■さんを含め世帯員3名で構成されている農地所有適格化法人です。この法人は、農地法第2条第3項に規定する法人の主たる事業が農業であること、役員の過半がその法人の農業や関連事業に従事する構成員であることなどの農地所有適格化法人の要件を満たした法人であり、農地の権利取得が認められている法人です。株式会社■■■■■■■■■■の耕作面積は、農地利用集積計画に基づく使用貸借による耕作を含め、■■■■■■■■■■平米となっております。譲渡人は、厚木市愛名■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、別紙の資料1-1、公図は資料1-2をご覧ください。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 12月の定例総会の後に■■■さんが来られましてお話を聞きました。この畑につきまして、所有者の本郷の■■■さんがつくっておられました。が、体調を壊されたということで、5年以上前から■■■さんがつくっておられるということでございます。今回の譲渡人の■■■さんは、■■■さんの娘さんということで、2年前にお父さんが亡くなられたということで、相続をされたということでございます。状況的には何も変わることはないというふうなお話でございましたので、特別問題はないのかなというふうに判断をいたしまして、署名捺印をいたしました。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■さん、妻の■

■さん、母の■■さん、長女の■■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は24年、農業従事日数は340日、妻の■■さんの農業経験年数は24年、農業従事日数は300日、母の■■さんの農業経験年数は51年、農業従事日数は340日、長女の■■■■さんの農業経験年数は5年、農業従事日数は300日だそうです。■■さん世帯の現在の経営面積については、自作地は、田が■■■■■平米、畑が■■■平米の合計■■■■■平米、借入地は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米の合計■■■■■■■■■平米、両方合わせて■■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター5台、耕運機10台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、取組めに従い、支障がないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 昨日、現地調査をしてまいりまして、現状は写真のとおり適切に耕作されております。また、畑も農作物がつくられております。5年前からということで、今回の所有権移転後も農地の使用の適切さが認められると思えます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

ん、孫の■■■さんの5人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では清隆さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は1500日、長女の■■■さんの農業経験年数は25年、農業従事日数は1500日、長女の夫の■■■さんの農業経験年数は25年、農業従事日数は1000日、孫の■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は300日、孫の■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は200日だそうです。■■■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。また、取組めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

次に、受付番号3の■■■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■さんと母の■■■さん、弟の■■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は38年、農業従事日数は360日、母の■■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数はゼロ日、弟の■■■さんの農業経験年数はゼロ年、農業従事日数はゼロ日だそうです。■■■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しております。また、取組めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見を一括でお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 受付番号2、3ともに、農地として適正に利用されております。また、交換後も各自の自作地として同様に耕作され、農地として使用されることが明らかであると思っておりますので、問題ないと思っております。

【事務局長】 採決に入る前に、1点説明が漏れていましたので、私のほうから補足をさせていただきます。

資料3-1をご覧になっていただきたいのですが、議案書のほうで申請のある筆は■筆、資料3-1を見ると■筆あるんですね。それで、太い線で囲ってある左下の■■■■■■なのですが、小さい■平米ぐらいの筆なのですが、これについては今回の農地の交換と一緒にやりたい。なぜかといいますと、■■■■■■の温室とほぼ一体で使っている土地なので、今回の交換に含めてやりたいというお申出だったので、地目が公衆用道路となっていて、このままだと農業委員会の審議になじまないという話をさせていただきましたので、この■筆が今回農地の交換から落ちても交換に影響はないという話なので、将来的にはこの4月ぐらいに資産税課のほうで地目を直すというふうに言っていますので、その後、改めて申請が出てくると思っておりますので、資料のほうは■筆多くなっておりませんが、議案書のとおり申請が出ているというふうにご理解をいただければと思います。

【議長】 それでは、受付番号2と3について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2と3について、一括して採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、議案書7ページ、受付番号4ですが、お諮りをいたしま

従事日数は70日、妻の■■■さんの農業経験年数は15年、農業従事日数は25日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター3台、耕運機4台、田植機1台、トラック1台、防除機1台を所有しております。また、取組めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

次に、受付番号5、■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■さんと母の■■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は250日、母の■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は250日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、受付番号4の農地と交換をしても、下限面積であります30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機3台、トラック1台を所有しております。また、取組めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 現地調査班の意見を一括してお伺いたします。10番委員。

【10番委員】 受付番号4、5とも、農地として良好に利用されております。また、交換後も、写真にあるとおり、農地として適切に使用されていると思いますので、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号4と5について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

【19番委員】 この所有者が■■■さんなのですけれども、この上に■■■■という畑があると思うのですが、ここはやっぱり■■■さんの土地なのでしょうか。資料5-1から見ているのですが。■■■■というのは■■■さんの土地なのでしょうか。■■■さんですか。

【事務局長】 東方ですね。

【19番委員】 要は、交換する上で、どちらかの土地が何かあるから交換するのかなと思ったのですよ。交換して土地を広く使いたいという考えで交換しているのかなと思ったものですから。そういう意味ではないんですか。

【事務局長】 私は申請に直接タッチしていないのですけれども、相談が前々からあったということですが、どういう理由かというのは、特に承知していません。ただ、ここは先月の総会の後、所管から説明があったように、保留区域になっています。来年の4月ぐらいをめどに市街化に編入したいというエリアの一角になるので、今取得して、1作ぐらいしてくださると思いたいのですけれども、その後の展開も見据えながらの交換ではなかろうかというふうに、今委員がおっしゃられた耕作にメリットがあるというのはゼロではないのですけれども、どちらかという、将来的な土地利用、土地活用を踏まえての交換とも思われるというふうに考えております。

【19番委員】 後付けですけれども、■■■■のほうは道路は広いと、もう1つのほうの■■■さんが持っているほうは道路が狭いところなので、土地の利用をしてもやはり広いところが土地の利用としては価値が出てくるので、どうして交換するのかなと疑問だったのですけれども、これは別に農地と関係ないので。

【事務局長】 将来的にそういう事情があるというふうに、あまり農業委員会で話をしてはいけないのかもしれませんが、一応そういう事情があるというふうにご理解いただきたい。

【5番委員】 今の話、■■番と■■番の近くは近くですが、さっき言った農地としてであるというよりは、面積的にまずは多少違いますよね。それと、場所によっては評価が違っていると思うんですよね。その辺のところはどう関係すればいいんですか。同じ面積じゃないんですよね。

【事務局長】 一致していないという、そういうお尋ねですか。

【5番委員】 でも、それは評価ですから、お互いに納得すればいいんでしょうけれども、特にここの土地というのは若干違うじゃないですか。さっき言った場所が道路に面したところとしないと評価が違うはずなんです。

【事務局長】 厳密には全く違う土地ですから、何から何まで同じということはないと思います。今日、総会が始まる前に12番委員のほうにも質問を受けたので、お話をさせていただいたのですけれども、交換だと、売った値段の20%以内だったら税金のほうは売買がなかったものというか、要するに税金をかけるまな板に乗せないよと。これ、面積は違いますけれども、非常に近くですから、売買で交換するにしても20%の差はほぼほぼ同じ面積なので。そういう対策もあるのではないかというふうに思います。一番最初のご質問の面積が一致していなければというのは、当事者の合意があればということなので、交換とは言いながら、手続、許可は2本になりますから、それぞれ別にやればいだけの話なのですけれども、当事者のもくろみというか、プランニングとしては、近くの土地ならそんなに実勢価格の差がないから、農地同士で20%以内という交換の税のほうの特例にマッチするという、そういう判断があったのではないか、そこまで確認はしていませんけれども、近くというのはそういう理屈があるのかなと。

【5番委員】 農地だけだったらそんなに評価はない。評価じゃなく、どこまで考えているか分かりませんが、将来のことを考えると、あと五、六年ですか、と考えると、大分評価は違う場所だと思います。

【事務局長】 そうですね。ですから、農地同士のうちにやれるうちにというようなご判断でなかろうかというふうに、推定ですけれども。

【5番委員】 やり方はいいですよ。分かりました。

【3番委員】 農業委員会が意図的なものまで踏み込んで、こっちが察しているものなのか、そのへん農業委員の範囲ってどうなんですかね。判断としては。

【事務局長】 4月の総会のときにご説明させていただきました、今も担当者から説明があったのですけれども、譲受人は、今のルールとして機能している30アールは持ってられるし、機械類も、それから、労働力もあるということですので、保留区域ですから、これから何年も続けられないかも分かりませんが、取りあえず保留区域が市街化区域になるまでの間はしっかり

ます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 本件は、賃借権を伴う5条申請であります。畑の合計面積が500平米を越す関係から、海老名市のまちづくり条例の協議を経て、そこでまとまったということで、当方にご説明がありました。土地の所有者、譲渡人は、座間市と足柄市の方で、特に私は地元でないもので、存じ上げません。利用形態につきましては、図面もございしますが、この周辺はほぼフラットな地形でありまして、その中に碎石で駐車場をつくるので、外周は土留め鋼板で囲うそうであります。中央には浸透ますを配置します。それとあとは、近隣の農地への影響であります。北側の農地については同意を得ております。また、道路の西側につきましても、ご説明を受けて、まちづくり条例が動いたということでもあります。以上のことから、特に問題はないかと思えます。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 本件の有限会社■■■■■は、相模原市に拠点を置いて、中古自動車取扱業を営んでおります。昨今、海老名市内や座間市内の取引量が増えており、取引拡充を確固たるものにするには、物理的に距離を近くする必要があり、海老名市内で商品車両を置ける土地を探していたところ、本申請箇所が適地と判断されました。また、商品車両置場として拠点を置く相模原市と茅ヶ崎市が狭小であるため、車両台数が限られております。業務拡大ももくろむ中で多数の車両を県央地域の海老名市内に保管できるのは大きなメリットとなり、保管場所の不足で起こっていた仕入れの機会損失をなくすために本地を使用したいということで、本件申請に至りました。本件を申請地として選定した理由としては、各主要道路にアクセスしやすい位置にあり、現況地盤面が道路レベルとフラットである、土地造成の手間がかからない、近隣に住居が少なく迷惑がかからない等が記載しております。

なお、本件申請地の農地の立地基準については、第2種農地となります。別紙資料6-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件はなく、市街化区域から500

メートル以内の区域で農地の広がりがあることが10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断できます。

続いて、資料6-3の土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。敷地内を土路盤転圧仕上げと、西側出入口付近を砕石敷きとし、北側、東側の敷地境に土留め鋼板を設置し、土砂等の流出を防止することになっております。また、雨水については敷地内浸透処理とし、隣地に流出しないような計画となっております。誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。

以上、まちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確定とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 この土地利用計画によりますと、車両置場にもかかわらず、賃借として地盤を砂利敷きにしないということがいかがということに対して、現地調査班の班員の中からも意見がございました。ただし、農地法5条の許可基準には抵触しないと思われま。恐らく利用者、所有者、転用者に理由を聞く必要があるかと思いま。また、取付道路、市道が、道なのですが、かなり狭いと思われまが、乗用車ならば特に問題ないと思いま。北側の市民農園についても、土砂の流出等は土留め鋼板により特に問題なく、排水に対しても問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

【19番委員】 これ、前面道路の幅は何メートルでしょうか。4メートルか5メートルぐらいですか。

【主任主事】 道路については調べて、後ほど確認しま。

【19番委員】 基本的に道路を農家の人たちが結構使用しているかどうかという件なので。

【事務局長】 こちらの道路については市道認定されているので、それなりに往來があるということです。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【2番委員】 私も昨日現地調査に行った一員でございますけれども、現場を見た中で、今、ご質問がありましたけれども、進入道路の関係は、まさに砂利敷きといっても、砂利がそれほど入っているような、本当の農道的な道路ですね。ただ、想定ですけれども、9尺ぐらいの道路の幅かなというふうに思います。車がやっと1台通るぐらいですね。そんなふうな状況でした。

転用の目的が、こういうふうな形で駐車場を整備する以上は、駐車場のよう形態で申請書類が整っていないといけないのではないかなと私は思ったのです。説明にありましたけれども、表土を土の路盤のまま転圧してそれで駐車場として使うんだというふうな、この形でもし転用ができるとしたら、どこだって転用が平らな場所だったら簡単にできちゃう話ですね。ですから、利用の目的に沿った形で整備をしてもらわなければならないだろうと思いますので、駐車場として利用するのであれば、砂利敷きできちっと整備して、排水の関係はこういうふうな形で浸透槽でというのは分かりますけれども、その辺のところは最低限、利用目的に合った整備が行わなければならないのではないかなというふうなことで、そういった条件を付すべきではないかなと判断いたします。

【主任主事】 昨日、現地調査班のほうから砂利敷きでという意見がございまして、代理人の方にその旨お伝えしましたところ、場合によって砂利敷きの対応も視野にということで、目的が資金面の費用を抑えたいということが一番ではあったのですけれども、いずれにしろ、場合によっては砂利敷き対応とすることも検討しますということをおっしゃっておりました。

【20番委員】 さっきの10番委員の話、自動車関係が入るんだということで、車両をレッカーじゃないけど、大きい、トラックみたいなので運んで、ああいう車は通らないということですか。上へ積んだ。そうすると、コーナーとか、そういうところも結局、かかってしまうでしょうから。

【主任主事】 特にレッカーで運ぶということは伺ってはないのですけれども、1台1台、小さい。

【20番委員】 動く車が入るということ。

【主任主事】 動く車を入れるということを伺っております。

【19番委員】 車両置場というのは、動く車じゃなきゃ動かないわけだけれども、売

田、農振農用地区域内、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で1月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書10ページ、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号2、被相続人は、社家■■■■■■、■■■■一、相続人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年1月29日から令和5年1月26日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で1月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書11ページ、日程第4、議案第4号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題いたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

受付番号1、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米のうち■■■■■■■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和5年2月1日から令和7年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和5年2月1日から令和7年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、2件の新規の計画となります。この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(8番委員着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号4ですが、3番委員が借り手として議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(3番委員退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号4、借り手は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りをする農地は、中河内字■

■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、農業用施設用地と水田、貸し借りの期間は、令和5年2月1日から令和9年12月31日までの5年間です。こちら、農業振興地域内、3件の新規の計画となります。この案件につきまして、1月12日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

【6番委員】 この施設のあるほうの畑なのですが、賃料の関係で、片方が施設を含めて年額■万、もう1つのほうは■■万、ハウスが建っているのではないかと思うのですが、この違いは何かあるんですか。

【主幹兼係長】 イチゴのハウスというふうに聞いております。それで、施設の金額が設備の関係で違うと思われま。

【6番委員】 片や■万で、片や■■万というので、ひょっとした丸が多かったかなと思ってしまったんですけど。それは変わらないということ。

【主幹兼係長】 やはり施設の内容が、2つあるうちのハウスの内容が違うということで、1つの金額が安いほうは普通のパイプハウスで育苗しかしないと、もう1つのほうは、全て全自動の施設が入っていて、ボイラーの施設から何から全部入っているんで、金額が高いというふうなお話でございます。

【議長】 それでは、ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めま。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(3 番委員着席)

【議 長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書 1 2 ページ、日程第 5、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号 1 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号 1、届出地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりです。賃貸人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■、賃借人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約です。合意により解約する日は、令和 4 年 8 月 1 5 日、土地の引渡し日は、令和 4 年 8 月 1 5 日です。なお、事務局で 1 月 1 2 日に現地確認を行い、農地として管理されていることを確認しました。特に問題ないと思われま

【議 長】 それでは、受付番号 1 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 1 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 1 3 ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号 1 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地造成は、農地の切土、盛土によって農地等の形質を変更するこ

いですよね。造成でやる限りは高さを明示しないとおかしいですよね。あと、BB'断面に関してなのですけども、AA'断面に関しては犬走りはつけるけれども、BB'断面は犬走りはつけないよと、単に基点の地盤に乗せてしまうような形になっているんですが、BB'断面も市道が隣接しているので、30センチから50センチぐらいの犬走りをつくったほうがいいんじゃないのかなと私は思うのです。造成の図面が貧弱というか、これ、図面ではなく、スケッチかなと見えてしまうんですけどね。土木会社がやるのなら、もう少しまともな図面を持ってきたほうがいいのではないかなと私は思うんですけど。高さが分からないと、土量が分からないじゃないですか。何台入ってくるのか分からなくなってくるし、こんな計算はしないだろうと。本来は高さがあって、土量が分かって、工事ができるのだと思うんですけど。

【3番委員】 私の隣なんですけど、社長と話をして現場で聞いたんですけど、正直言って、現場の埋める方は、本来は道から埋めてくれと、去年、先月会って。ところが、申請する■■■さんが奥から埋めると決めたものだからこうなったんだという話だったんですよ。高さはたしか90はないですね。道路路面と同じ高さぐらいですね。それで、平米ですると大体4トン車で4立米乗ってきて、計算でいくと■■■■■だから■■■■■何立米になって■■■何十台、沈下する部分があるから■■■台前後じゃないかという話を聞いています。全体埋めて。私が擁護するわけじゃないけど、そういう話です。

【19番委員】 ある程度計算できるのだから、図面上ではある程度高さとかそういったものは出すべきじゃないのかなと、私はそう思うんです。図面上ではね。別に造成工事に反対しているわけじゃないんです。出すからにはそのくらいの数字を書いたような図面を出してくださいということを言っているだけなので。

【主幹兼係長】 こちらの図面についてのご指摘だったと思うんですけども、こちらにありますとおり、高さ的には掘っているところから90センチで、市道とか水路とか、道路からは30センチよりも下の高さでつくるということで、ここは田面から大体90センチを予定されているようです。ここに

よる届出です。届出期間につきましては、令和4年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号32の1件で、田、165平米、畑、0平米、合計、165平米です。

続きまして、議案書の19ページ、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号38から39までの2件で、田、0平米、畑、1,690平米、合計、1,690平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。
2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 大変長時間にわたりましてご苦労さまでございました。
以上をもちまして第1回定例総会を閉会とさせていただきます。